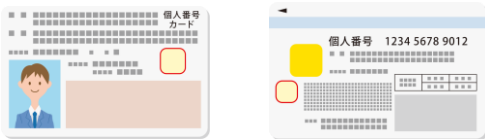


未成年者のマイナンバー確認書類及び本人確認書類について

マイナンバー制度に伴い、新規口座開設においては、マイナンバー確認書類、本人確認書類、親権の確認ができる親権者の方全員の本人確認書類のご提出が必要となります。下記 2 パターンのうちいずれかの組み合わせの書類のご提出をお願いいたします。

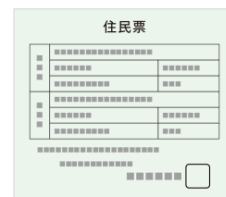
組み合わせ① マイナンバー確認書類が『個人番号カード』の場合

お子さまの個人番号カード 写真面および個人番号記載面のコピー



住民票の写し(原本)

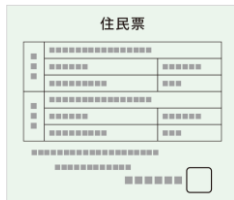
- ・未成年者の方と親権者の方
全員のご住所・続柄の記載があること
- ・発行日から 6 か月以内
- ・複数枚にわたる場合はすべてのページ



組み合わせ② マイナンバー確認書類が『個人番号が記載された住民票の写し(原本)』の場合

個人番号が記載された 住民票の写し(原本)

- ・未成年者の方と親権者の方
全員のご住所・続柄の記載があること
- ・発行日から 6 か月以内
- ・複数枚にわたる場合はすべてのページ



下記のお子さまの 本人確認書類のうち1種類

- ・**運転免許証**
裏面に記載がある場合は、
表・裏両面のコピー
- ・**健康保険証**
カード式の場合は、
お名前・ご住所の両方が
確認できる面のコピー



本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」および同政省令に基づき、個人のお客さまがお取引口座を開設する際に、お客さま本人であることを確認させていただくためにご提出いただく運転免許証や印鑑証明書等の書類です。(また、日本証券業協会規則では、仮名取引や不正取引等に伴う資金洗浄を防止するための措置を講じるように証券会社に義務づけております。)口座開設・住所変更などをお申し込みの際は、必ず本人確認書類をご提出ください。

なお、当社におきましては、郵送でのお取扱いとさせていただきますので、一旦ご提出いただきました書類は、お客さまにお戻しいたしませんので予めご了承ください。なお、お送りいただく本人確認書類の中に本籍などの機微情報が記載されている場合は、法令に基づき、当社にて見えないように塗りつぶします。